審　査　基　準

令和６年１２月１２日作成

法　　令　　名：	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：	第２０条第１０項において準用する第９条第１項
処 分 の 概 要：	遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）：	東京都公安委員会
法 令 の 定 め：	○　風俗営業等適正化法 第３条第２項（公安委員会が付した条件） 第４条第４項（承認の基準） 第２０条第１０項において準用する第９条第２項 ○　風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令 第１条第１１号（変更承認申請書の添付書類） ○　風俗営業等適正化法施行規則 第１条（変更承認申請書の提出） 第８条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準） 第１９条（変更の承認の申請）
審　査　基　準：	判断の基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：	変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、１２日以内を目安とする（行政庁の休日は含まない。）。
申　　請　　先：	営業所を管轄する警察署の生活安全課
問　合　せ　先：	同　　上
備　　考：	法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和４年４月１日警察庁生活安全局）第１２の８及び第１７の８を参照すること。